

第2回新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の  
担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会

日時：令和4年8月31日18時～19時頃（オンライン会議）

（釜沼構成員：医師会）

前回の意見に対して、実際に人材不足がどれだけどのようにあったのかについて、詳細な報告が欲しかった。

（坂元構成員：川崎市医務監）

人材不足感は、自治体の規模によって違う。初期は、打ち手に限らず全体的に人材が不足していた。今後、感染症のまん延が起きる可能性があるが、あらかじめ人材確保策を考えておく必要がある。また、災害についても同様に考えておくべきである。

（事務局）

報告書案を朗読

（磯部構成員（欠席）から報告書に対する意見）

有事の際でも、違法性阻却で対応するのではなく、法令上で対応するということが良いか？

自然災害も含め、幅広く検討すべきであると考えている。

（事務局）

磯部構成員の質問に対して、法令上の対応について排除しない。

（釜沼構成員）

3ページ3の○の中、「業務の担い手の確保が困難と見込まれる」とあるが、これは国又は都道府県なのか、どちらが判断するのか？

（事務局）

今後の運用の中で決めていく。

（坂元構成員）

ワクチン接種について、薬剤管理、ワクチンの取扱いをできる者を日頃から訓練しておくべき。医師との連携という記載があるが、医師の指示にすべき。

(井本構成員：看護協会)

法律に明記すべき事項

一点目、ワクチン接種は、体に張りを刺し、薬剤を注入することから歯科医師が妥当。

2点目、業務独占の解除は、法律に明記すべきであり、厚労大臣が権限を持つべき。

3点目、業務独占を解除する要件として、有事であること、医師・看護師が不足していることの2点を可能な限り法律に明記すべき。

報告書の4、今後の課題についての2つ目の○は、今般打ち手の対象とならなかった職種は普段から針を刺す行為はしてないことから削除すべき。

(坂元構成員)

想定しているのは、集団接種会場と思われるが、医療法上診療扱いとなると思われるが、医行為については医師の責任となることから、医師との連携ではなく、医師の指示とすべき。

(中谷構成員：千葉大学)

人員の不足、自治体で不足していた。歯科医師に接種していただいて良かった。

4ポツの2つ目の○は含蓄があると思う。事務局の案はやむを得ないと思う。

(釜苞構成員)

今回、想定しているのは、感染症のまん延で、特殊な事情と思うが、どのような場面で発動するのか法律に明確に記載すべき。

医師の指示か連携なのか。平時とは違う特殊な場面のため医師の指示とすべき。

4ポツの2つ目の○については、場面が特定されたものであり、井本構成員と同様の意見。

(大曲構成員)

事務局のまとめには賛成である。

事前の枠組みとして、ワクチンや検体採取について本来できる者が確保されることが大事であり、地域間の派遣の在り方などが先にくるのではないか。

(永井座長：自治医大学長)

概ね、報告書に対して異論はなかった。構成員からの細かい指摘は事務局と調整のうえ座長に一任いただき報告書をまとめさせていただく。

以上